

特定建設業許可を必要とする建設工事および
現場代理人、主任技術者・監理技術者等の配置に関する取扱い

足立区が発注する建設工事における、特定建設業許可を必要とする工事および工事現場に配置する現場代理人、監理技術者・主任技術者等の取り扱いについて、以下のとおりとします。

1 対象

足立区が発注する建設工事（令和 8 年 4 月 1 日発注工事から適用）

2 特定建設業許可を必要とする建設工事

建設業法第 15 条に規定する特定建設業許可を必要とする建設工事は、次の①または②に該当する場合とします。

① 予定価格（税込）1 億円以上の場合

② 予定価格（税込）1 億円未満の場合

下請負契約金額（税込）の総額が 5 0 0 0 万円以上（建築一式工事の場合は 8 0 0 0 万円以上）で施工することが見込まれる場合

※ 下請負契約金額（税込）の総額が変更によって、要件金額以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となります。

3 経營業務の管理責任者・営業所専任技術者の兼任について

建設業法第 7 条第 1 号に規定する、建設業に係る経營業務の管理を行う者（以下、「経營業務の管理責任者」という。）と建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する営業所技術者、特定営業所技術者（以下、「営業所専任技術者」という。）は、それぞれの要件を満たしている場合は、これを兼ねることができます。

【営業所専任技術者の業種について】

複数の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば、資格を有する営業所専任技術者が、複数業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

4 現場代理人の配置について

（1）雇用条件について

現場代理人は、次の①および②の要件を満たした者を配置する必要があります。

① 入札参加事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

② 雇用期間が 3 か月以上であること

【雇用期間の判断日】

① 条件付き一般競争入札、公募型指名競争入札の場合は、入札参加申込日の時点。

② 指名競争入札の場合は、開札日の時点。

（2）工事現場への常駐について

現場代理人は、原則として工事現場への常駐が求められています。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、常駐を要しないこととすることができます（足立区工事請負契約約款第 9 条 3 項）。

なお、本規定は、現場代理人における常駐義務の緩和措置であり、経營業務の管理責任者、営業所専任技術者および他の工事現場の現場代理人等の兼務は、原則として認めません。

【常駐義務の緩和が可能な期間】

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
例：現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
例：工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査
- ③ 工場製作のみが行われている期間
例：橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合
- ④ 工事現場において作業が行われていない期間

5 監理技術者・主任技術者の配置について（建設業法第26条）

（1）監理技術者の配置について

ア 単独で請け負う建設工事

下請負契約金額（税込）の総額が5000万円以上（建築一式工事は8000万円以上）の建設工事については、監理技術者を配置しなければなりません。

イ 建設共同企業体が請け負う建設工事

請け負った建設工事における下請負契約金額（税込）の総額に関係なく、以下のとおり取り扱います。

- ① 代表構成員 監理技術者を配置する
- ② その他の構成員 監理技術者または主任技術者を配置する

（2）監理技術者・主任技術者の専任（建設業法第26条第3項該当）

請負金額（税込）が4500万円以上（建築一式工事は9000万円以上）の建設工事については、工事現場ごとに専任の者を配置しなければなりません。

ただし、発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合で、次の①から④の期間については、工事現場への専任は要しません。

【専任を要しない期間】

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
例：現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
例：工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査
- ③ 工場製作のみが行われている期間
例：橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合
- ④ 工事完了後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（3）請負金額または下請け金額が増額した場合

工事施工当初において、監理技術者の配置や監理技術者・主任技術者の専任を要しない工事であっても、契約変更等により、請負金額や下請負契約金額が増加し、監理技術者の配置や監理技術者・主任技術者の専任が必要な金額に該当する場合は、条件を満たす技術者に変更する必要があります。

6 監理技術者・主任技術者の兼務について

(1) 現場代理人との兼任について（足立区工事請負契約約款第9条5項）

監理技術者または主任技術者は、配置された工事現場の現場代理人を兼ねることができます。

(2) 経營業務の管理責任者・営業所専任技術者の兼務

ア 専任を要する建設工事（建設業法第26条第3項該当）

監理技術者または主任技術者は、工事現場ごとに専任である必要があることから、元請、下請の区別なく、経營業務の管理責任者または営業所専任技術者が兼務することは、認められません。

イ 専任を要しない建設工事

次の①から③の要件を全て満たす場合に限り、経營業務の管理責任者または営業所専任技術者が兼務することを認めます。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ③ 所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 主任技術者の専任現場の兼務（建設業法施行令第27条第2項）

密接な関係にある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所で施工する建設工事については、同一の専任の主任技術者が管理することができます（監理技術者を配置する場合には適用されません）。ただし、本規定は、当面の間、次のとおり取扱います。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合に同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。
- ② ①の場合において、1の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とします。
- ③ ①及び②の適用にあたっては、建設業法第26条第3項の規定に基づき、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、発注者の判断によって兼務を認めない場合があります。

問い合わせ先

総務部契約課工事契約係

電話 03-3880-5832（直通）

別表 特定建設業許可・配置要件等について

1 特定建設業許可

予定価格（税込） 1 億円以上	予定価格（税込） 1 億円未満
特定建設業許可が必要	下請負契約金額（税込）の総額が 5 0 0 0 万円以上（建築一式工事の場合は 8 0 0 0 万円以上）での施工が見込まれる場合は、特定建設業許可が必要 ※ 下請負契約金額（税込）の総額が変更によって、要件金額以上となる場合は、特定建設業の許可が必要。

2 現場代理人の配置要件

項目	要 件
雇用条件	次の①および②の要件を満たす者 ① 入札参加事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること ② 雇用期間が 3 か月以上であること 【雇用期間の判断日】 - 条件付き一般競争入札、公募型指名競争入札の場合は、入札参加申込日の時点。 - 指名競争入札の場合は、開札日の時点。
兼務	経営業務の管理責任者、営業所専任技術者および他の工事現場の現場代理人等の兼務は、原則として認めない。

3 監理技術者・主任技術者

（1）監理技術者の配置

【単独で請け負った場合】

下請負契約金額（税込）総額 5 0 0 0 万円以上 （建築一式工事 8 0 0 0 万円以上）	下請負契約金額（税込）総額 5 0 0 0 万円未満 （建築一式工事 8 0 0 0 万円未満）
監理技術者を配置	監理技術者または主任技術者を配置 ※ 工事施工当初において、監理技術者を配置しない場合でも、下請負契約金額（税込）の総額が変更によって、要件金額以上となる場合は、監理技術者に配置を変更する必要がある。

【建設共同企業体が請け負った場合】

請け負った建設工事における下請負契約金額（税込）の総額に関係なく、以下のとおり配置する必要があります。

- ① 代表構成員 監理技術者を配置
- ② その他の構成員 監理技術者または主任技術者を配置

(2) 専任・非専任の要件

項目		専任を要する建設工事	専任を要しない建設工事
専任・非専任の条件(※1)		請負金額(税込) 4500万円以上 (建築一式工事9000万円以上)	請負金額(税込) 4500万円未満 (建築一式工事9000万円未満)
経營業務の管理責任者 営業所専任技術者		配置不可	配置可(※2)
現場代理人	他の工事現場 で従事中	配置不可	配置不可
	従事する 工事現場	配置可 ※ 足立区工事請負契約約款 第9条5項	配置可 ※ 足立区工事請負契約約款 第9条5項
他の工事現場に従事する 監理技術者・主任技術者		配置不可(※3)	配置可 ※ 専任を要する工事現場に従事 していないこと

※1 請負金額の変更に伴う専任への変更

工事施工当初において、専任を必要としない建設工事の場合でも、請負金額(税込)が変更によって、要件金額以上となる場合は、配置を専任に変更する必要があります。

※2 経營業務の管理責任者または営業所専任技術者の兼務要件

次の①から③の要件を全て満たす場合に限り兼務を認めます。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ③ 所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※3 主任技術者の専任現場の兼務(建設業法施行令第27条第2項)

密接な関係にある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所で施工する建設工事については、同一の専任の主任技術者が管理することができます(監理技術者を配置する場合には適用されません)。ただし、本規定は、当面の間、次のとおり取扱います。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合に同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。
- ② ①の場合において、1の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とします。
- ③ ①及び②の適用にあたっては、建設業法第26条第3項の規定に基づき、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、発注者の判断によって兼務を認めない場合があります。